

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：生殖補助医療と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>「生殖補助医療と法分科会」は、第23期まで、法律的な観点から生殖補助医療が提起している様々な問題を検討してきた。第24期は休眠となったが、その間に新たな問題や新たな法状況へと変化が見られる。例えば、2017年に中国でヒト胚へのゲノム編集による子が誕生し、日本でも2019年に「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」が策定され基礎研究に関するヒト胚へのゲノム編集が認められた。また「子宮移植の臨床研究に際しての指針」にもとづく子宮移植の臨床研究計画案が2018年に研究機関から提出されている。これは一例であるが、このような医科学の速い動きに対して、法律の観点からの検討は喫緊の課題である。</p> <p>生殖補助医療の問題は学術会議全体で取り込まれるべき問題であるが、本分科会は、まず、法律的観点から生殖補助医療の諸問題を検討することにする。しかし問題の性質に鑑み、法学以外の分野からの参加もエンカレッジしたい。</p> <p>また生殖補助医療には、上に上げたテーマだけでなく、代理懐胎、AID 児の親子関係、出自を知る権利、卵子提供、凍結精子による死後受精、出生前診断、着床前診断、同性カップルに対する生殖補助医療の拡大、さらには生殖補助医療規制における法律の役割など、多くの問題がある。分科会の最初に研究のロードマップを作り、第25期の間に組織化された研究を行うことを目指すこととする。</p>
4	審議事項	生殖補助医療技術が日本の社会及び法制度に及ぼす影響
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※新規設置